

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十年八月十一日

広島県収用委員会

一 起業者

広島県

二 事業の種類

備後圏都市計画道路事業三・四・六〇七号松永港本郷線、三・四・六〇五号柳津稻荷島線及び三・六・六〇三号松永中央線

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目		面積	裁決手続を開始する土地の面積（㎡）
		公簿	現況		
福山市松永町三丁目	不明 ただし、 二八五番一 二八五番四 二八五番四九 及び 二八七番二 の一部又は 全部	原野	雑種地	八五二	五九・五〇 （別図アイウ カキクアで囲 まれた部分）
		原野		七七四	
		原野		二八七	
		原野		〇・七二	
		公簿	実測（㎡）		

四 土地所有者の氏名及び住所

（別図アイウカキクアで囲まれた部分）

土地所有者不明ただし、

荒井久子

福山市松永町三丁目一―番二―四号

又は

有限会社新生

福山市神村町三二〇五番地の一三

のうち全員又は一部の者

（別図ウエオカウで囲まれた部分）

有限会社新生

福山市神村町三二〇五番地の一三

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし

六 土地収用裁決の手続開始を決定した日

平成二十年七月二十九日